

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

公益法人制度改革における経過措置により、特例財団法人とされていた財団法人墨田区文化振興財団が公益財団法人へ移行することに伴い、所要の規定整備をする。

2 改正内容

「財団法人墨田区文化振興財団（平成8年3月29日に財団法人墨田区文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人墨田区文化振興財団」に改める。

3 施行期日

墨田区規則で定める日から施行する。